



島根県報

平成18年12月22日 (金)
第 1,840 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

公印の印影等	(総務課)	1
生活保護法の規定による介護機関の指定	(地域福祉課)	5
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	6
家畜人工授精師養成講習会規程の一部改正	(農畜産振興課)	6
一定の複数建築物に対する制限の特例に係る対象区域(2件)	(建築住宅課)	7

公 告

平成18年度島根県各種功労者の表彰	(秘書課)	8
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環境生活総務課)	10
島根県立中央病院設備運転管理業務委託の業務委託者選定のための提案競技の実施	(医療対策課)	11

特定調達公告

平成18年度における特定調達による建設工事の請負に係る競争入札の参加資格等	(企業局経営課)	13
江津高野山風力発電所建設事業に係る一般競争入札の実施	(")	13

公安告示

警備員等の検定等に関する規則第2条の5の項の上欄の規定による島根県公安委員会が認める交通誘導警備業務	(警察本部)	18
--	--------	----

正 誤

平成18年12月8日付け島根県報第1,836号中	(警察本部)	18
--------------------------	--------	----

告 示

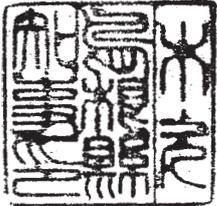
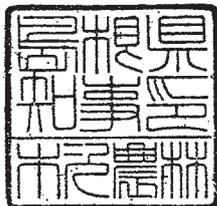
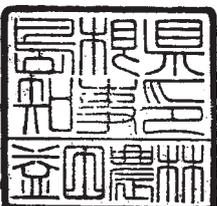
島根県告示第1128号

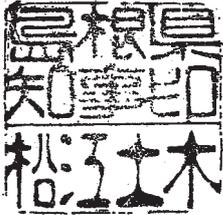
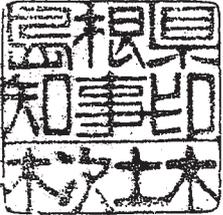
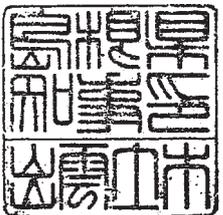
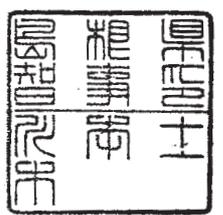
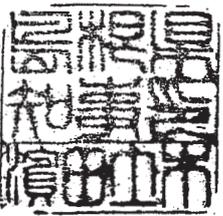
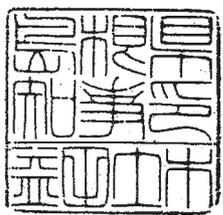
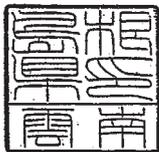
島根県公印規程(平成元年島根県訓令第4号)第10条の規定に基づき、島根県印及び島根県知事印の印影等を次のとおり告示する。

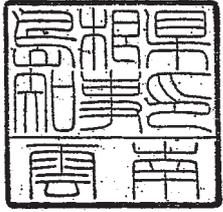
平成18年12月22日

島根県知事 澄 田 信 義

印 影	新調、改刻又は廃止の別	用 途	使用開始又は廃止年月日
	廃止		平成18年3月31日

	<p>廃止</p>		<p>平成18年3月31日</p>
	<p>廃止</p>		<p>平成18年3月31日</p>
	<p>廃止</p>		<p>平成18年3月31日</p>
	<p>廃止</p>		<p>平成18年3月31日</p>
	<p>廃止</p>		<p>平成18年3月31日</p>
	<p>廃止</p>		<p>平成18年3月31日</p>
	<p>廃止</p>		<p>平成18年3月31日</p>

	<p>廃止</p>		<p>平成18年3月31日</p>
	<p>廃止</p>		<p>平成18年3月31日</p>
	<p>廃止</p>		<p>平成18年3月31日</p>
	<p>廃止</p>		<p>平成18年3月31日</p>
	<p>廃止</p>		<p>平成18年3月31日</p>
	<p>廃止</p>		<p>平成18年3月31日</p>
	<p>新調</p>		<p>平成18年4月1日</p>

	<p>新調</p>		<p>平成18年4月1日</p>
	<p>新調</p>		<p>平成18年4月1日</p>
	<p>新調</p>		<p>平成18年4月1日</p>
	<p>新調</p>		<p>平成18年4月1日</p>
	<p>新調</p>		<p>平成18年4月1日</p>
	<p>新調</p>		<p>平成18年4月1日</p>
	<p>新調</p>		<p>平成18年4月1日</p>

	新調		平成18年4月1日
	新調		平成18年4月1日

島根県告示第1129号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成18年12月22日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 者		実施する事業	事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70番地	介護予防支援事業	社会福祉法人 松江市社会福祉協議会 中央地域包括支援センター	松江市千鳥町71	平成18年9月1日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70番地	介護予防支援事業	社会福祉法人 松江市社会福祉協議会 松北地域包括支援センター	松江市鹿島町佐陀本郷640 - 1	平成18年9月1日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70番地	介護予防支援事業	社会福祉法人 松江市社会福祉協議会 松東地域包括支援センター	松江市西川津町825 - 2	平成18年9月1日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70番地	介護予防支援事業	社会福祉法人 松江市社会福祉協議会 松南地域包括支援センター	松江市八雲町西岩坂355 - 1	平成18年9月1日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70番地	介護予防支援事業	社会福祉法人 松江市社会福祉協議会 湖南地域包括支援センター	松江市乃白町32 - 2	平成18年9月1日
川本町	邑智郡川本町大字川本545番地1	介護予防支援事業	川本町地域包括支援センター	邑智郡川本町大字川本545番地1	平成18年10月23日
特定非営利活動法人 まごころサービス 松江センター	松江市新雑賀町3 - 17	居宅介護支援事業	ケアステーション まごころ	松江市新雑賀町3 - 17	平成18年7月1日

株式会社 松江テクノサービス	松江市宍道町伊志見493番地1	居宅介護支援事業	居宅介護支援事業所 すすかけの樹	松江市八雲台1-13-29 香の木ヒルズ1-4号	平成18年12月5日
株式会社 松江テクノサービス	松江市宍道町伊志見493番地1	訪問介護	訪問介護事業所 すすかけの樹	松江市八雲台1-13-29 香の木ヒルズ1-4号	平成18年12月5日
株式会社 松江テクノサービス	松江市宍道町伊志見493番地1	介護予防訪問介護	訪問介護事業所 すすかけの樹	松江市八雲台1-13-29 香の木ヒルズ1-4号	平成18年12月5日
社会福祉法人 おおつか福祉会	出雲市矢野町845	訪問介護	平田西デイサービスセンター訪問介護事業所	出雲市国富町57-1	平成18年12月1日
社会福祉法人 おおつか福祉会	出雲市矢野町845	介護予防訪問介護	平田西デイサービスセンター訪問介護事業所	出雲市国富町57-1	平成18年12月1日
医療法人社団 水澄み会	浜田市三隅町河内451-1	通所介護	デイサービスセンター とびの郷ゆうなぎ	浜田市治和町214-1	平成18年11月29日
医療法人社団 水澄み会	浜田市三隅町河内451-1	介護予防通所介護	デイサービスセンター とびの郷ゆうなぎ	浜田市治和町214-1	平成18年11月29日

島根県告示第1130号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成18年12月22日

島根県知事 澄田信義

事業 者		廃止する事業	事業 所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
千貫 素直	松江市西津田三丁目5-20	居宅療養管理指導	千貫外科医院	松江市西津田三丁目5-20	平成18年7月31日
千貫 素直	松江市西津田三丁目5-20	訪問看護	千貫外科医院	松江市西津田三丁目5-20	平成18年7月31日
千貫 素直	松江市西津田三丁目5-20	訪問リハビリテーション	千貫外科医院	松江市西津田三丁目5-20	平成18年7月31日
千貫 素直	松江市西津田三丁目5-20	介護予防居宅療養管理指導	千貫外科医院	松江市西津田三丁目5-20	平成18年7月31日
千貫 素直	松江市西津田三丁目5-20	介護予防訪問看護	千貫外科医院	松江市西津田三丁目5-20	平成18年7月31日
千貫 素直	松江市西津田三丁目5-20	介護予防訪問リハビリテーション	千貫外科医院	松江市西津田三丁目5-20	平成18年7月31日

島根県告示第1131号

家畜人工授精師養成講習会規程（昭和62年島根県告示第500号）の一部を次のように改正する。

平成18年12月22日

島根県知事 澄 田 信 義

第 3 条を削る。

第 4 条第 2 項中「開催場所」の次に「、受講定員」を加え、同条を第 3 条とする。

第 5 条各号中「もの。」を「もの」に改め、同条を第 4 条とする。

第 6 条を第 5 条とし、第 7 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第10条第 4 項中「知事」を「委員長」に改め、同条を第 9 条とする。

第11条を第10条とする。

第12条第 1 項中「決定し、その氏名を島根県報に登載して公告するものとする」を「決定する」に改め、同条を第11条とする。

第13条を第12条とする。

様式第 1 号中 「

住 所	
-----	--

 を 「

住 所	
電話番号	

 に、

「

		自 年 月 日	
		至 年 月 日	

 を

畜産に関する経験の有無	有 ・ 無
-------------	-------

 」

「

		自 年 月 日	
		至 年 月 日	

 に改める。」

様式第 3 号中「本 籍（都道府県名又は国名）」を削る。

附 則

この告示は、平成18年12月22日から施行する。

島根県告示第1132号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第 1 項の規定により、次のとおり一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定をしたので、同条第 8 項の規定により告示する。

その関係図面は浜田県土整備事務所及び浜田市役所に備えて一般の縦覧に供する。

平成18年12月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 対象区域

浜田市三隅町古市場1809 - 2、1809 - 1、1807 - 2、1807 - 1、1738 - 2 の一部

2 認定の年月日及び番号

平成18年12月15日 第 2 号

島根県告示第1133号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第 2 項の規定により、次のとおり一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定をしたので、同条第 8 項の規定により告示する。

その関係図面は益田県土整備事務所及び益田市役所に備えて一般の縦覧に供する。

平成18年12月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 対象区域

益田市久城町936 - 3、936 - 5、936 - 19、936 - 1、936 - 23、936 - 22、936 - 21、936 - 20、936 - 15の一部、936 - 16の一部、936 - 17の一部、936 - 18の一部、936 - 10の一部

2 認定の年月日及び番号

平成18年12月15日 第1号

公 告

平成18年度島根県各種功労者表彰を行ったので、島根県各種功労者表彰規程（昭和28年島根県告示第490号）第3条第2項の規定により公告する。

平成18年12月22日

島根県知事 澄 田 信 義

氏名又は名称	功 績 の 要 旨
川井 絹子	多年統計調査に従事し常に迅速正確な調査に努め統計調査の進歩発展に寄与した。
内藤 盛榮	多年統計調査に従事し常に迅速正確な調査に努め統計調査の進歩発展に寄与した。
萬代 淑子	多年統計調査に従事し常に迅速正確な調査に努め統計調査の進歩発展に寄与した。
本田 恵美子	多年統計調査に従事し常に迅速正確な調査に努め統計調査の進歩発展に寄与した。
森岡 茂	多年学校教育に従事し私立学校教育の振興に寄与した。
大前 智子	多年行政書士として地方自治の伸展に寄与した。
藤原 美佐子	多年行政書士として地方自治の伸展に寄与した。
石倉 徳章	多年村長として地方自治の伸展に寄与した。
石橋 巧	多年町議会議員として地方自治の伸展に寄与した。
遠藤 公輝	多年市議会議員として地方自治の伸展に寄与した。
大石 孝	多年町議会議員として地方自治の伸展に寄与した。
大賀 初義	多年町議会議員として地方自治の伸展に寄与した。
加藤 桂司	多年市議会議員として地方自治の伸展に寄与した。
川内 二郎	多年町議会議員として地方自治の伸展に寄与した。
作野 律雄	多年町長として地方自治の伸展に寄与した。
佐々木 菊雄	多年町議会議員として地方自治の伸展に寄与した。
島川 佐登留	多年村議会議員として地方自治の伸展に寄与した。
妹尾 満郎	多年町議会議員として地方自治の伸展に寄与した。
月森 喜一郎	多年市議会議員として地方自治の伸展に寄与した。
寺戸 和憲	多年町長として地方自治の伸展に寄与した。
富永 利典	多年市議会議員として地方自治の伸展に寄与した。
面尾 健治	多年市議会議員として地方自治の伸展に寄与した。
藤川 昭治	多年町助役として地方自治の伸展に寄与した。
松本 磐	多年町議会議員として地方自治の伸展に寄与した。
三浦 秀史	多年村長として地方自治の伸展に寄与した。
三上 隆三	多年村長として地方自治の伸展に寄与した。
森脇 忠雄	多年村議会議員として地方自治の伸展に寄与した。
山崎 昭平	多年市助役として地方自治の伸展に寄与した。
余村 明幸	多年町議会議員として地方自治の伸展に寄与した。

財間 仁	多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。
菅井 武夫	多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。
寺本 作人	多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。
福岡 富市	多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。
シグナル	多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。
原田 勤	多年地価調査鑑定評価員として地価安定に努めるとともに不動産鑑定士協会の運営と適正地価の周知に寄与した。
安達 美智子	多年漁協女性部活動の推進に努めるとともに女性の地位の向上と社会参加の推進に寄与した。
齋木 知子	多年商工会女性部活動の推進に努めるとともに女性の地位の向上と社会参加の推進に寄与した。
山崎 典子	多年人権教育の実践に努めるとともに女性の地位の向上と社会参加の推進に寄与した。
高田 亮	多年人権教育の実践に努め人権尊重意識の啓発に寄与した。
矢尾井 総一	多年人権教育の実践に努め人権尊重意識の啓発に寄与した。
木幡 修介	多年文化財の保護や地域資源の活用に努め地域文化の振興に寄与した。
岡田 喜一	多年在伯島根県人会役員として組織の発展に努めるとともに国際交流の推進に寄与した。
鶴賀 栄治	多年在伯島根県人会役員として組織の発展に努めるとともに国際交流の推進に寄与した。
安達 敬之助	多年在伯島根県人会役員として組織の発展に努めるとともに国際交流の推進に寄与した。
出雲市立鱒淵小学校猪目分校	多年地域の環境美化と自然保護の実践に努め地域の環境保全に寄与した。
岡田 隆宣	多年医薬分業の推進と医薬品配置協議会の運営に努め保健医療の向上に寄与した。
杉原 政弘	多年理容生活衛生同業組合の運営と会員の資質の向上に努め保健衛生の向上に寄与した。
比和野 秀人	多年飲食業生活衛生同業組合の運営と会員の資質の向上に努め保健衛生の向上に寄与した。
光永 榮子	多年食生活改善推進員として地域住民の健康増進に努め地域保健の向上に寄与した。
雲南市食生活改善推進協議会木次支部	多年行政と協力して地域住民の健康増進に努め地域保健の向上に寄与した。
井廻 育男	多年地域医療の推進と医師会の運営に努め保健医療の向上に寄与した。
上垣 宏	多年地域医療の推進と医師会の運営に努め保健医療の向上に寄与した。
小村 明弘	多年地域医療の推進と医師会の運営に努め保健医療の向上に寄与した。
片野 紀男	多年医薬分業の推進と薬剤師会の運営に努め保健医療の向上に寄与した。
辻 謙次	多年地域歯科医療の推進と歯科医師会の運営に努め保健医療の向上に寄与した。
花田 昌司	多年地域医療の推進と医師会の運営に努め保健医療の向上に寄与した。
本井 幸枝	多年助産師として母子保健の推進に努め地域保健の向上に寄与した。
森脇 勝二	多年地域歯科医療の推進と歯科医師会の運営に努め保健医療の向上に寄与した。
安達 榮	多年民生児童委員として民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。
市川 博正	多年民生児童委員として民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。
金田 美智子	多年民生児童委員として民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。

瓦田 富子	多年民生児童委員として民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。
小林 三佳	多年民生児童委員として民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。
瀬山 カズコ	多年保育園園長として児童福祉の増進と職員の資質向上に寄与した。
内藤 康夫	多年民生児童委員として民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。
藤川 玲子	多年民生児童委員として民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。
細木 榮悦	多年民生児童委員として民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。
毛利 聡真	多年里親会の発展と里親の資質向上に努め子供の健全育成と自立に寄与した。
毛利 玲子	
上田 克夫	多年農業共済組合の役員として農業経営安定を図り地域農業の振興に寄与した。
多々納 道雄	多年農業協同組合の役員として農業の振興に寄与した。
土江 達雄	多年土地改良事業の推進に努め農業の振興に寄与した。
野村 和夫	多年家畜商業協同組合の役員として家畜取引の適正化と地域畜産の振興に寄与した。
湊 好男	多年漁業協同組合の役員として経営を支えるとともに水産業の振興に寄与した。
山本 千代則	多年漁業協同組合の役員として経営を支えるとともに水産業の振興に寄与した。
河野 利治	多年商工会の運営と商工業者の指導育成に努め地域経済の振興に寄与した。
後藤 英夫	多年商工会の運営と商工業者の指導育成に努め地域経済の振興に寄与した。
小林 晃	多年商工会の運営と商工業者の指導育成に努め地域経済の振興に寄与した。
友田 富彌	多年協同組合の運営と経営基盤の確立に努め地域経済の振興に寄与した。
南山 泰志	多年協同組合の運営と経営基盤の確立に努め地域経済の振興に寄与した。
室家 隆一	多年協同組合の運営と経営基盤の確立に努め地域経済の振興に寄与した。
今岡 余一良	多年建設業協会の運営と会員の指導育成に努め建設業の発展に寄与した。
葛原 榮	多年測量設計業協会の運営と会員の指導育成に努め測量設計業の発展に寄与した。
澁谷 平	多年測量設計業協会の運営と会員の指導育成に努め測量設計業の発展に寄与した。
岩町 功	多年学校教育の充実に努め教育行政の推進に寄与した。
岡 平	多年学校医として児童生徒の健康管理と保健衛生指導に努め学校保健の向上に寄与した。
春日 光男	多年学校教育の充実に努め教育行政の推進に寄与した。
木佐 彰三	多年学校医として児童生徒の健康管理と保健衛生指導に努め学校保健の向上に寄与した。
京久野 亀子	多年学校教育の充実に努め教育行政の推進に寄与した。
高麗 賀美	多年学校教育の充実に努め教育行政の推進に寄与した。
西水 敏之	多年学校教育の充実に社会教育の伸展に努め教育行政の推進に寄与した。
太田 凌司	多年学校教育の充実に努め教育行政の推進に寄与した。
松本 信己	多年学校教育の充実に努め教育行政の推進に寄与した。
湖面協力者会	湖面体験学習を通じ青少年の健全育成と社会教育の推進に寄与した。
桑田 龍三	多年文化財審議会の委員として郷土の文化財の保護指導活動に寄与した。
門脇 榮一	多年少年補導委員として青少年の健全育成と地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。
金田 鼎	多年少年補導委員として青少年の健全育成と地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。
和崎 宗純	多年少年補導委員として青少年の健全育成と地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。

あったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年12月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成18年12月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 いずも・ひとネット

3 代表者の氏名

藤江 宣敏

4 主たる事務所の所在地

島根県出雲市今市町702番地

5 定款に記載された目的

この法人は、主として地域に住む中高年齢者に対して、雇用や就業機会創出に関する事業を行い、これらの人的交流を通して開拓した独自の事業活動により、地域社会への貢献、ひいては地域の社会経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

出雲地区県政情報コーナー（出雲合同庁舎 2 階）

島根県立中央病院の設備運転管理業務委託に係る業務委託者について、提案競技により選定のうえ特定するので、次のとおり公告する。

平成18年12月22日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

1 提案競技の対象とする業務

(1) 業務名

設備運転管理業務

(2) 業務の概要

ア 運転監視・操作業務

中央監視盤、防災監視盤、熱源機器監視操作

イ 日常保守点検業務

電気設備、空調設備、給排水衛生設備、搬送設備、医療ガス設備等の日常保守点検

ウ 定期保守点検整備業務

地下油タンク、貯湯槽、熱交換器、受水槽、高架水槽、消防設備の法定点検整備等

エ 修理業務

建築関係、電気設備、空調設備、給排水衛生設備、搬送設備、医療ガス設備、医療機器（吸引器、血圧計等）、備品の軽易な修理及び異常時の初期対応

オ 職員宿舍設備等管理業務

受水槽、高架水槽、ポンプ等の点検

受水槽、高架水槽の定期清掃

(3) 履行期間

平成19年4月1日から平成22年3月31日まで

(4) その他

業務等の詳細については、提案競技説明会開催時に配布する仕様書によるものとする。

2 提案競技参加資格に関する事項

次のアからカまでのすべてに該当すること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実がない者であること。

ウ 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない者であること。

エ 島根県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更正又は再生手続き等をしていない者であること。

3 提案競技参加資格確認手続

提案競技に参加を希望する者は、提案競技参加資格審査要領で示す書類を平成19年1月12日午後4時30分までに3(1)の場所に提出しなければならない。

提出された書面を審査の結果、当該物件を納入することができると認められた者に限り提案競技の参加資格者とする。

なお、当該書類について補足資料や説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 書類の提出先及び提出方法

島根県出雲市姫原4丁目1-1 島根県立中央病院事務局総務管理部施設管理グループへ持参すること。

(2) 書類の受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成18年12月22日から平成19年1月12日まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 受付時間

午前9時から午前11時30分まで及び午後1時30分から午後4時30分まで

(3) 受付方法

事情聴取を行うものとする。

4 申請書類用紙及び提案競技参加資格審査要領の交付期間及び場所

(1) 交付期間及び交付時間

ア 交付期間 3(2)アに同じ

イ 交付時間 3(2)イに同じ

(2) 交付場所

ア 島根県出雲市姫原4丁目1-1 島根県立中央病院事務局総務管理部施設管理グループとする。

5 提案競技参加資格審査の結果の通知

申請者に対し、平成19年1月17日付けで、郵送にて送付する。

6 提案競技説明会

(1) 日時

平成19年1月22日（月）午後1時30分から

(2) 場所

島根県立中央病院3階会議室1

(3) 仕様書等の配布

提案競技説明会において配布する。

7 提案書の提出方法、提出先及び提出期限等に関する事項

(1) 提出方法

郵送又は持参による（郵送の場合は提出期限までに必着のこと）。

(2) 提出期限

平成19年2月9日（金）午後4時30分まで

(3) 提出先

島根県出雲市姫原4丁目1-1 島根県立中央病院事務局総務管理部施設管理グループとする。

8 審査の実施

(1) 「設備運転管理業務委託に係る提案審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、厳正な審査を行い、契約相手方の選定を行う。

(2) 審査方法は、プレゼンテーション及び質疑応答により実施する。

(3) プレゼンテーションの実施日

ア 日時 平成19年2月15日（木）午後1時30分から

イ 場所 島根県出雲市姫原4丁目1-1 島根県立中央病院3階会議室1

(4) 審査結果の通知

審査の結果は、提案書を提出した者に対して文書で通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

9 その他

(1) 提出書類の作成に要する費用、旅費、その他この提案競技の参加に関し要する経費は、参加者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 提出された書類等をこの提案競技の選定以外の目的では使用しない。

(4) 手続きにおいて使用する言語・通貨は、日本語・日本円とする。

(5) 書類提出後、辞退する場合は、その旨書面により申し出ること。

特 定 調 達 公 告

平成18年度において建設工事の請負に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年12月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 特定調達契約により調達をする物品等又は役務の種類

建設工事

2 一般競争入札及び指名競争入札に参加するものに必要な資格、当該資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新手続

島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成13年3月30日島根県告示第273号）及び島根県建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成7年3月31日島根県告示第333号）に定めるところによる。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成18年12月22日

島根県知事 澄田信義

当該工事は、最低制限価格は設定されず、低入札価格調査制度が適用される工事である。

記

1 工事概要

(1) 工事名

江津高野山風力発電所建設事業 風力発電設備及び電気設備工事

(2) 工事場所

島根県江津市敬川町、二宮町、千田町 地内

(3) 工事概要

本工事は、ドイツ・ノルディクス社製 I N - 2300 (2,300キロワット) 風車 9 台を県が指定する場所に納入し、据付調整を行うものである。

工事内容

風力発電設備工事(機器製作、輸送、据付)	1 式
受変電設備工事	1 式
監視制御設備工事	1 式
構内配線設備工事	1 式
接地工事	1 式
試運転調整	1 式

(4) 予定工期

約20箇月間

(5) 予定価格

4,349,020,000円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

2 入札参加資格

本工事に係る特別共同企業体は、次に掲げる条件をすべて満足し、当該工事に係る競争参加資格があると認定された者とする。

(1) 特別共同企業体構成員の資格

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により電気工事業に係る特定建設業の許可を受けている者で、かつ、電気工事について島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱(平成13年島根県告示第273号)第4条第2項の入札参加資格を有する者であること。

ウ 島根県におけるの県税の滞納がない者であること。

エ 公告の日から競争参加資格確認の日までの間に、島根県の建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

オ 特別共同企業体の構成員と他の特別共同企業体の構成員との間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。ただし、基準に該当する者の全てが、特別共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。

㊦ 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

1) 親会社と子会社の関係にある場合

2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

㊧ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、1)については、会社の一方が更正会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- 1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 1) その他上記ア)又はイ)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (2) 特別共同企業体の資格
- 以下の要件をすべて満たす共同企業体であり、かつ島根県建設工事に係る共同企業体取扱要綱(平成7年島根県告示第333号)第8条の規定により認定を受けていること。
- ア 特別共同企業体の構成員の数及び組み合わせ
- 下記オ)の技術的要件を満たす第1グループ1者、第2グループ1者、第3グループ1者が各々任意に結成する3者の組み合わせであること。
- イ 構成員の営業年数
- 電気工事業の許可を受けてから営業年数が5年以上であること、又は相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められること。
- ウ 出資比率要件
- すべての構成員が、20パーセント以上の出資比率であること。
- エ 代表者要件
- 代表者は、施工能力及び出資比率が最大であること。
- オ 技術的要件
- 第1グループ
- ア) 平成17・18年度島根県建設業有資格者名簿に登載された電気工事の客観点数が1,000点以上であること。
 - イ) 元請又は共同企業体の代表者として、過去10年間(平成8年12月22日から平成18年12月21日まで。以下同じ。)に1基当たりの出力が600キロワット以上の風力発電施設(事業用に限る。)に係る設置工事を施工した実績があること。
- 第2グループ
- ア) 平成17・18年度島根県建設業有資格者名簿に登載された電気工事の客観点数が860点以上であること。
 - イ) 元請又は共同企業体の代表者として、過去10年間に特別高圧受電設備の設置工事等(主変圧器、遮断器の更新工事も実績として認める。)を施工した実績があること。
- 第3グループ
- ア) 平成17・18年度島根県建設業有資格者名簿に登載された電気工事の客観点数が860点以上であること。
- カ 次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。また、構成員のうち一者は監理技術者、他の構成員は各々主任技術者を配置できること。
- ア) 第1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。
 - イ) 第1グループから配置する主任技術者又は監理技術者の工事経験については、1基当たりの出力が600キロワット以上の風力発電施設(事業用に限る。)に係る設置工事を施工監理した経験を有する者であること。
 - ウ) 第2グループから配置する主任技術者又は監理技術者の工事経験については、特別高圧受電設備の設置工事等(主変圧器、遮断器の更新工事も実績として認める。)を施工監理した経験を有する者であること。
 - エ) 監理技術者にあつては、電気工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受けている者であること。ただし、平成16年2月29日以前に交付された監理技術者資格者証を所持している者については、監理技術者講習を受講しているものとみなす。
- キ 特別共同企業体の有効期間
- 認定の日から当該工事の完成後12箇月を経過した日までとする。

(1) 担当部局

〒690 - 8501 島根県松江市殿町8番地(島根県庁南庁舎1階)

島根県企業局総務課 TEL0852 - 22 - 5673

(2) 入札説明書の交付の期間及び場所

ア 期間

平成18年12月25日から平成19年1月18日までの毎日午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び平成18年12月29日から平成19年1月3日までを除く。

イ 場所

(1)の担当部局において交付する。

(3) 特別共同企業体入札参加資格申請書及びその添付書類並びに2(2)の要件を満たすことを証する書類の提出期間及び場所

ア 期間

平成18年12月26日から平成19年1月19日までの毎日午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び平成18年12月29日から平成19年1月3日までを除く。

イ 場所

(1)の担当部局まで持参すること。

(4) 設計図書の配付及び場所

競争参加資格があると認められた者であって、希望する者に対し、設計図書等を次により有料で配付する。

ア 配付日

平成19年2月1日 午前9時から午後5時まで

イ 配付場所

〒690 - 0012 島根県松江市古志原4丁目1 - 1

財団法人 島根県建設技術センター 総務課 TEL0852 - 21 - 9918

(5) 設計図書の閲覧の期間及び場所

ア 期間

平成19年1月31日から平成19年2月21日までの毎日午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

イ 場所

(1)の担当部局

(6) 入札書の受領の期限及び場所

ア 期限

平成19年2月22日 午後2時00分(郵送による入札に当たっては、平成19年2月21日午後5時必着)

イ 場所

平成19年2月22日 午後1時までは(1)の担当部局とし、それ以降は(7)の開札場所とする。

(7) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成19年2月22日 午後2時00分

イ 場所

島根県松江市殿町2番地

島根県庁 第2分庁舎 大会議室

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

ア 言語

日本語

イ 通貨

日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県公営企業契約規程（昭和63年公営企業管理規程第5号）において準用する島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する者については免除する。

(3) 契約保証金

免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争に参加する資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、調査基準価格を下回る入札があった場合には、落札者の決定を保留して入札を終了し、事後の調査により落札者を決定する。この場合において、調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取及び資料提出等調査に協力しなければならず、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

また、最低の入札価格をもって入札した者の落札率が95%以上の場合には、落札の決定を保留して入札を終了し、工事費内訳表についての重点調査により落札者を決定する。なお、落札者を決定したときは、入札者全員に落札者及び落札金額を通知する。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Subject Matter of Contract: Construction Work for the GOTSU TAKANOYAMA Wind Power Plant Facilities and its Electric Installation

(2) Closing date and time for the submission of application forms and attached documents for qualification Confirmation- 19 January 2007 by 5:00pm

(3) Date and time for the submission of tenders - DUE 22 February 2007 by 2:00pm
(Tenders submitted by mail - DUE 21 February 2007 by 5:00pm)

(4) For further information and tender documents, please contact:

General Affairs Division

Bureau of Public Enterprise

Shimane Prefectural Government

South Building

8 Tonomachi

Matsue City

Shimane Prefecture 690-8501

TEL: 0852-22-5673

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第131号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の5の上欄の規定により、島根県公安委員会が認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、平成19年7月2日から施行する。

平成18年12月22日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

路 線	区 間
国道9号	島根県の全域
国道54号	島根県の全域
国道191号	島根県の全域
国道431号	島根県の全域

正 誤

平成18年12月8日付け島根県報第1,836号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
11	下から3	法律238号	法律第238号
	下から2	法律227号	法律第227号
	下から1	法律14号	法律第14号
12	上から1	昭和13年法律93号	平成13年法律第93号
	上から2	法律181号	法律第181号
	上から3	法律132号	法律第132号
	上から4	法律242号	法律第242号
	上から5	貸金行の 法律32号	貸金業の 法律第32号